

「荒川水系河川整備計画（変更案）」について
関係都県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

国関整河計第25号
令和2年7月16日

埼玉県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長

荒川水系河川整備計画（変更案）について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり荒川水系河川整備計画（変更案）を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付の上、意見を求めます。

今般、当局においては、行政文書に関する取扱規則を改正し、公印を省略することとしました。

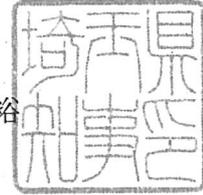
記

添付書類：荒川水系河川整備計画（変更案）

河砂第 237 号
令和 2年 8月18日

国土交通省 関東地方整備局長 様

埼玉県知事 大野 元裕



荒川水系河川整備計画（変更案）について（回答）

令和2年7月16日付け国関整河計第25号で照会あった標記に対する意見について、下記のとおり回答します。

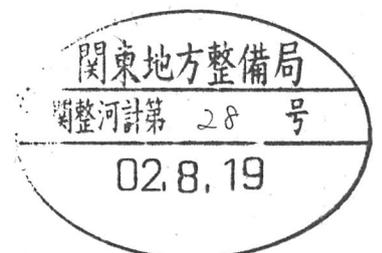
記

「荒川水系河川整備計画（変更案）」について異存はない。

なお、埼玉県において、荒川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で非常に重要な事業である。このため、令和元年東日本台風による被害も踏まえ、早急に整備を進めていただきたい。

あわせて、事業の実施にあたっては、事前に関係機関と協議・調整し、地元の意向を反映するよう努めるとともに、引き続きコスト縮減に留意し、効率的・効果的な整備をお願いする。

また、関係市町村長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。



「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)」に対する関係市町村長の意見一覧

	市町村名	意見
1	さいたま市	意見ありません
2	蕨市	意見ありません
3	川口市	意見ありません
4	戸田市	意見ありません
5	朝霞市	意見ありません
6	和光市	意見ありません
7	志木市	意見ありません
8	新座市	意見ありません
9	上尾市	意見ありません
10	鴻巣市	意見ありません
11	桶川市	意見ありません
12	北本市	意見ありません
13	伊奈町	意見ありません
14	川越市	荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)の事業実施にあたっては、スケジュール等について、本市や地元に対し、逐次情報提供をお願いします。
15	所沢市	意見ありません
16	狭山市	意見ありません
17	ふじみ野市	意見ありません
18	富士見市	意見ありません
19	三芳町	意見ありません
20	飯能市	意見ありません
21	入間市	意見ありません
22	坂戸市	「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」の「多重防御治水の推進」の実施にあたっては、事前に当市と調整し地元の意向を反映するようお願いいたします。
23	鶴ヶ島市	意見ありません
24	日高市	意見ありません
25	毛呂山町	意見ありません
26	越生町	意見ありません
27	東松山市	当市は令和元年東日本台風により甚大な被害を受けております。そのため、今回の河川整備計画の早期実現を要望させていただきます。なお、整備にあたっては、当市及び地元関係者等と調整を図り、地元の意向を反映するようお願いいたします。
28	小川町	意見ありません
29	嵐山町	意見ありません
30	吉見町	意見ありません
31	川島町	意見ありません
32	滑川町	意見ありません
33	鳩山町	意見ありません
34	ときがわ町	意見ありません
35	東秩父村	意見ありません
36	秩父市	意見ありません
37	皆野町	意見ありません
38	小鹿野町	意見ありません
39	長瀨町	意見ありません
40	横瀬町	意見ありません
41	美里町	意見ありません
42	熊谷市	意見ありません
43	深谷市	意見ありません
44	寄居町	意見ありません
45	行田市	意見ありません
46	加須市	意見ありません
47	羽生市	意見ありません
48	越谷市	意見ありません
49	春日部市	意見ありません
50	草加市	意見ありません
51	三郷市	意見ありません
52	八潮市	意見ありません
53	吉川市	意見ありません
54	松伏町	意見ありません
55	久喜市	意見ありません
56	蓮田市	意見ありません
57	幸手市	意見ありません
58	白岡市	意見ありません
59	杉戸町	意見ありません
60	宮代町	意見ありません

「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)」に対する庁内関係課の意見一覧

	担当分野	関係課名	意見
1	河川	水辺再生課	意見なし
2		土地水政策課	意見なし
3	水道	水道企画課	意見なし
4		水道管理課	意見なし
5		水環境課	意見なし
6		みどり自然課	意見なし
7	環境	温暖化対策課	意見なし
8		下水道事業課	意見なし
9	工業用水	産業支援課	意見なし
10	文化財保護	文化資源課	意見なし
11	農林水産	生産振興課	意見なし
12		森づくり課	意見なし
13		農村整備課	<p>【51頁6～8行】 (仮称)越辺川遊水地及び(仮称)都幾川遊水地の整備について ・予定地内の農地が耕作が不可能となる場合において、当該農地を受益とする頭首工等を廃止する等の必要が生じた場合には、関係農家に負担がかかることのないよう配慮されたい。 ・予定地内の農地が耕作を継続できる場合、農業用排水路等の施設の機能に支障がないよう配慮されたい。</p>

国関整河計第25号
令和2年7月16日

東京都知事 様

国土交通省
関東地方整備局長

荒川水系河川整備計画（変更案）について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり荒川水系河川整備計画（変更案）を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付の上、意見を求めます。

今般、当局においては、行政文書に関する取扱規則を改正し、公印を省略することとしました。

記

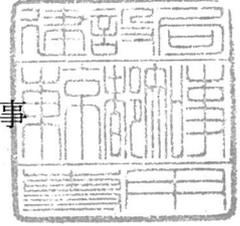
添付書類：荒川水系河川整備計画（変更案）



2建河計第109号
令和2年 8月 7日

国土交通省関東地方整備局長 殿

東京都知事



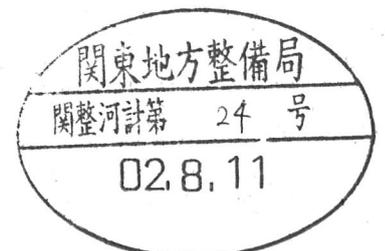
荒川水系河川整備計画（変更案）について（回答）

令和2年7月16日付国関整河計第25号にて照会のあった標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

荒川の整備の推進については、従前より要望してきたところである。従って、
本計画に基づき、引き続き荒川の整備の早期実施に取り組み、治水安全度及び
利水安全度の向上などを図っていただきたい。

荒川水系河川整備計画（変更案）については、別紙の東京都及び関係区市の
意見を踏まえ対応いただきたい。



東京都及び関係区市の意見

【東京都産業労働局】

- ・ 荒川については、漁業権が設定されている区間であり、工事に当たっては、漁業者及び遊漁者に十分配慮するとともに関係漁協（東京東部漁協）及び島しょ農林水産総合センター等の水産部局に対し事前説明等を行うこと。
- ・ 河道掘削等の実施に当たっては、汽水域に生息するシジミ等への影響が最小限となるよう河床の変動等への配慮をお願いしたい。
- ・ 下流域ではヤマトシジミ等を対象とした漁業が行われており、漁業権が設定されているが、計画（案）の河川空間の利用項目の中に記載がないため、シジミ等漁業・漁業権について記載していただきたい。

【東京都建設局】

- ・ これまでの水害実績や流域沿川の人口・資産の集積状況に鑑みて、荒川の河川改修事業の果たす役割は非常に大きい。
- ・ 特に、都においては、荒川沿川に人口や資産の集中する海面下の土地（江東デルタ地帯等）を抱えていることから、都民の命と暮らしを守るため、本計画に定める高規格堤防整備事業や調節池整備、京成本線荒川橋梁架替等の事業を確実に進め、洪水・高潮・地震による水害に対する安全性の向上を速やかに図っていただきたい。

【東京都水道局】

- ・ 河川整備計画の目標及び河川の整備の実施について
東京都の水道水源の約8割は、利根川・荒川水系に依存しています。このような中、温暖化による積雪深の減少など、将来、気候変動の進行により、河川やダム等からの供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念されています。
このため、当局は、首都東京の安定給水を継続するために、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水を確保できるよう、安定した水源の確保に努めています。
また、東京都が取水している秋ヶ瀬取水堰上流の河川水質は、入間川等の支川からのアンモニア態窒素を始めとした汚濁負荷が大きく、浄水場の原水水質に大きな影響を与えています。
したがって、今回の整備計画に基づく施策の立案、実施に当たっては、東京都における荒川水系の水源の重要性を踏まえ、首都東京の安定給水に資するものとなるとともに、荒川流域の下水道整備事業等の水環境改善施策の推進による良質な河川水質を確保してもらいたい。

あわせて、当局に係る水道施設の工事及び維持管理に支障とならないよう、整備に当たっては、事前に協議・調整されたい。

・ 既存ダムの洪水調節機能強化の推進について

治水協定に基づく事前放流後、ダムの貯水量が回復しなかった場合、安定給水に影響がでるため、実施にあたっては、渇水対策など利水機能の維持保全に万全を期するよう配慮されたい。

・ 荒川第二・第三調節池の整備及び第四調節池の検討について

洪水調節容量の確保を目的として、荒川第二・第三調節池の整備及び荒川第四調節池の検討にあたり、これらの調節池の運用開始後、貯留した水を荒川へ放流する際には、当局の浄水場原水に影響を与える可能性があることから、事前に当局へ放流に関する情報提供されたい。

【墨田区】

- ・ P28：荒川下流部において水際のヨシ原はヒヌマイトトンボの生息場となっているとの記載があるが、墨田区においてヒヌマイトトンボの生息は確認できなくなり、生息している旨を記載した看板も撤去しているため、削除が望ましいと考えます。
- ・ P30：2行目の「利用ルール」の後に「(暫定版)」を追記願います。3行目の「船着場」の前に「緊急用」を追記願います。下流部における利用ルールの記述の中で「荒川下流部における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）に関する運用マニュアル（R1.6.13）」についての記載がないため、追記が望ましいと考えます。
- ・ P32：下から2行目の「荒川下流タイムライン」の後に、「(拡大試行版)」を追記願います。
- ・ P36：(6)として、流域治水プロジェクトとの関係について記載することが望ましいと考えます。
- ・ P61：ユニバーサルデザインについて言及するのであれば、「高齢者をはじめとして」という記述は不要と考えます。
- ・ P62：「河道の維持管理」の中で、「民間が有する力の活用を検討する」とありますが、具体的な例を記述したほうがわかりやすいと考えます。（例：「水辺サポーター」等）
- ・ P71：「2）洪水予報等の発表」の中で、「また」が二度使用されているのを修正願います。
- ・ P72：「4）的確な水防活動の促進」の中で、「危険箇所には河川監視用 CCTV カメラや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置」とありますが、設置場所の考え方又は選定方法を追記するのが望ましいと考えます。

【北区】

- ・ 北区赤羽3丁目付近のJR東北線の橋梁部周辺の暫定的対策に係る施行については、早期に完成して頂きたい。
- ・ 洪水調整池については、下流の負荷の低減が期待できるため、荒川第二調整池などを早期に完成して頂きたい。

【荒川区】

- ・ P30 河川空間の利用について
河川敷における自転車の利用について、ルールを定めて取り組んでいただいているが、マナーの悪化が改善されない。平成29年に自転車活用推進法が施行され、今後、さらに自転車の活用が進むことになると思われるため、安全な利用について、もう少し踏み込んだ取り組みができないか。

【江戸川区】

- ・ 治水は国家の大計であり、終始一貫した計画をもち治水事業を完遂されたい。人口・資産が高度に集積し、我が国の社会経済活動を担う首都圏並びにゼロメートル地帯の東京東部低地帯に流れる荒川の治水の重要性に鑑み、本計画（変更案）に示されている流域全体にわたる治水対策を早期に推進されたい。

【青梅市】

- ・ 荒川水系における入間川及びその支川について、令和元年10月洪水を整備水準とし、災害の発生の防止又は軽減を図ることに異義ございません。
- ・ 入間川の支川である霞川および成木川等について、令和元年10月洪水により大きな被害を受けました。霞川および成木川等の下流側にある入間川とその支川について、地域及び関係機関と連携して、治水対策等を加速するようお願いしたい。

以上